

# 確定申告相談

2月16日(木)  
3月15日(水)

## 所得税・消費税の申告は、

## 越谷税務署または、

## 越谷市中央市民会館特設会場へ！

### 確定申告が必要な方

- ① 事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を売った場合などで、平成17年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が、配当控除と定率減税額との合計額を超える方
- ② 給与所得者で、次のいずれかの要件などに該当する方

- イ 給与の年収が2千万円を超える方
- ロ 2カ所以上から給与をもらっている方
- ハ 1カ所から給与をもらっている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ニ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などの支払いを受けている方

### 「自書申告」を！

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類を、ご自分で正しく作成し、郵送等により提出していただく「自書申告」を推進しています。ご自分で確定申告書が作成できるような相談・指導も行っていますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 申告は正しくお早めに

越谷税務署では、確定申告が必要であると思われる方に、確定申告書を送付していますが、確定申告書が届かない方も一定の要件に当てはまる場合には、確定申告書の提出が必要となります。

### 申告をすれば税金が戻る方

確定申告をしなくてもよい方でも次のような場合は、源泉徴収された消費税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

### 消費税の申告が必要な方

- ① 平成15年分の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成17年分の消費税の申告をする必要があります。消費税の相談が必要な方は、早めに越谷税務署へお越しください。
- ② 譲渡所得・マイホーム買い替えの申告は、八潮メセナ会場では受け付けすることができません。
- ③ 住宅借入金等特別控除の還付申告は、越谷税務署または越谷市中央市民会館特設会場へ

## 確定申告会場日程

住宅借入金等特別控除の還付申告は、越谷税務署または、越谷市中央市民会館特設会場へ

確定申告（青色・白色一般・譲渡・贈与等）

### 越谷税務署

2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後4時（午後4時ごろまでにお越しください）

※土・日曜日は休みですが、2月19日・26日の日曜日に限り、受け付けます。

確定申告（譲渡・贈与等を除く）

### 越谷市中央市民会館特設会場

2月1日(水)～3月15日(水)

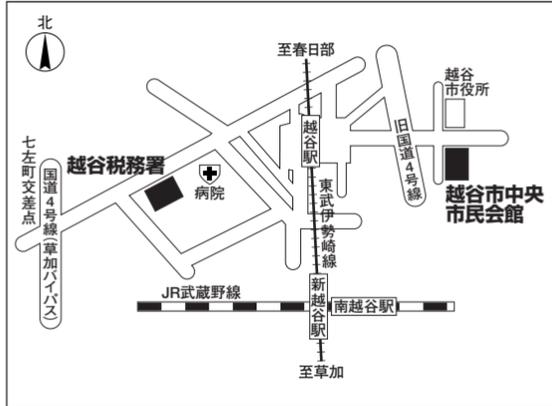
(土・日・祝日を除く)

午前9時～正午・午後1時～3時30分

※2月15日(水)までは、還付申告のみの受け付けです。

※2月19日・26日の日曜日の受け付けは、越谷税務署のみとなります。

## 確定申告会場案内図



### 納税は期限内に

平成17年分の確定申告による所得税および消費税の納期限は、次のとおりです。早めにお済ませください。

所得税の納期限 3月15日(水)

消費税の納期限 3月31日(金)

また、振替納税を利用される方の預貯金口座からの振替日は、次のとおりです。（振替期日の2、3日前には預貯金残高をご確認ください）

所得税の振替納税 4月20日(木)

消費税の振替納税 4月27日(木)

※今やキャッシュレス時代。安全で便利な振替納税をお勧めします。

### 譲渡所得・マイホーム買い替えの申告は、越谷税務署へ

譲渡所得・マイホーム買い替えの申告は、八潮メセナ会場では受け付けすることができません。

### 住宅借入金等特別控除の還付申告は、越谷税務署または越谷市中央市民会館特設会場へ

住宅ローンなどを利用して、マイホームを取得した方の還付申告は、八潮メセナ会場では受け付けすることができません。

### 所得税の還付申告は早めに！

所得税の還付申告は、申告期間にかかわらず、1月から越谷税務署へ提出することができます。

確定申告の期間は、申告相談会場

が大変混雑しますので、還付を受けるための確定申告を提出される方は、早めに提出してください。

よい時間に申告書を作成することができます。また、税務署等申告相談会場で長時間待つことなく郵送で提出できます。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>

関東信越国税局ホームページのアドレス <http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp>

日曜相談会

2月19日・26日の日曜日に限り、越谷税務署申告会場、確定申告の相談および受け付けを行います。（当

日は混雑が予想されます）

※確定申告をされた方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※自動車での来場はご遠慮ください。

※住宅借入金等特別控除の還付申告相談は、八潮メセナ会場ではできません。

## 4月1日から 公の施設（文化会館など）の管理に指定管理者制度を導入します！

### 指定管理者制度とは？

従来、「公の施設」(注)の管理は、市が直接行うか、社会福祉法人などの公共的団体が市に代わり行えることとなってきましたが、地方自治法の改正(平成15年)により、民間事業者なども行うことができるようになりました。

この指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者、NPO法人や市民団体などの手法や創意工夫を活かすことで、多様化する市民の皆さんのご要望などに、より効果的、効率的に対応し、またサービスの向上につなげようと新たに創設されたものです。

### 市民サービスの向上を図ります

市では、市民サービスの向上および経費の節減などの面から検討を行い、次の公の施設について指定管理者制度を導入することとしました。

指定管理者の選定に当たっては、申請者から提案のあった事業計画などについて、選定委員会で審査を重ね、昨年12月の市議会の議決を得て、決定しました。

### 指定管理者制度を導入する公の施設の一覧

施設名	指定管理者となる者	指定期間	問い合わせ先
市民文化会館（メセナ）	財団法人やしお生涯学習まちづくり財団	平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）	生涯学習まちづくり推進課 ☎465
勤労福祉センター（メセナ）			高齢いきがい課 ☎218
やしお生涯学習館	社会福祉法人名栗園	平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）	児童障害課（障害福祉係） ☎473
高齢者福祉施設やしお苑			児童障害課（保育係） ☎314
コミュニティセンター	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
老人福祉センター寿楽荘			
老人福祉センターすえひろ荘	八潮市手をつなぐ親の会	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
身体障害者福祉センターやすらぎ			
心身障害者福祉作業所虹の家	特定非営利活動法人TSUKUSHINBOUZ	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
学童保育所つくしんぼ学童クラブ			
学童保育所ひまわり学童クラブ	特定非営利活動法人ハンデサポート	平成18年4月1日～平成21年3月31日（3年間）	
学童保育所どんぐり学童クラブ			
学童保育所子ども遊び場ネットワーク	特定非営利活動法人八潮市学童保育・子どもの遊び場ネットワーク		

(注)「公の施設」とは、市民の福祉を増進する目的として市が設置する施設で、例えば、文化会館、野球場、テニスコートなどを指し、市役所、消防署などはこの公の施設には該当しません。